

医療救護要項

1. 目的

この要項は、「全日本少年アイスホッケー大会（中学生・男子の部）」に参加する選手・監督・役員の医療救護について、基本的事項を定めるものとする。

2. 方針

全日本少年アイスホッケー大会（中学生・男子の部）実行委員会は、釧路市医師会、市内各医療機関、消防署等と相互に連絡調整等を行い、関係機関の協力を得て業務を行い、大会の円滑な運営を図るものとする。

3. 救護所

- (1) 大会期間中、競技開始30分前から終了時まで各会場に救護所を設置する。
- (2) 救護所では応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。
- (3) 救護係員は救護所で受けた全ての患者の状況を「救護日誌」に記載し、事務局に報告する。

4. 救護所以外における医療

(1) 競技会場での場合

試合の開始前、または、終了後で、救護所が開設されていないときに発症した疾病、外傷に関しては、競技場内の係員に申し出て、大会役員に連絡を取ってもらう。

(2) 宿舎での発病等

監督・引率責任者等が宿舎に申し出るとともに、医療機関に連絡し必ず監督等が付き添い受診する。

(3) 救急車の要請

救護所における場合を除き、緊急を要する場合は直接「119」番で救急車を要請する。
なお、後刻、傷病の状況を事務局に報告する。

(4) 宿舎等から直接受診した場合は、後刻、傷病の状況を事務局に報告する。

5. 医療機関での受診方法

各種健康保険の被保険者等の資格証「**保険証**」を提示し受診すること。また、日本スポーツ振興センター加入者は「医療等の状況」の用紙を持参する。

6. 医療費等の負担

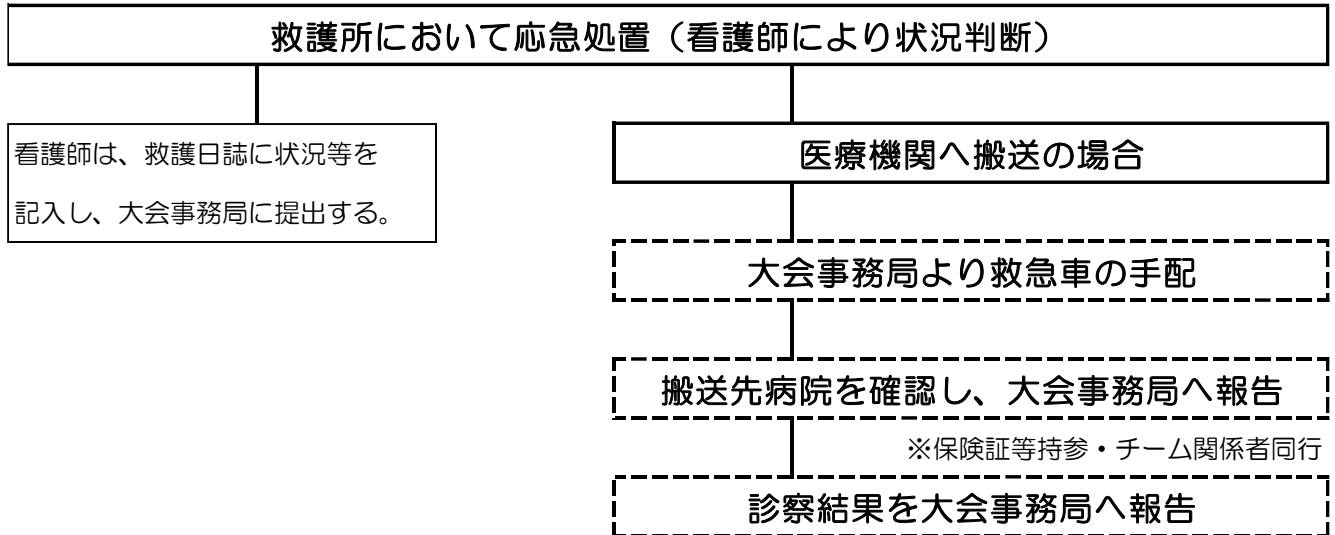
- (1) 医療機関等での診療に要する費用は、全て受診者の負担とする。また「**保険証**」の提示がない場合は全額自己負担となるので注意する。
- (2) 大会参加者は、大会期間中を通し必ず各種傷害保険に加入すること。

7. 大会に参加する選手が、競技中にパックが当たったり、ボードにぶつかったりして起きた不慮の事故（重症の外傷・死亡事故）に関しては、当該試合担当のレフェリー、各リンク常駐看護師が応急処置を行い、救急車で救急医療機関に搬送することになる。その際、事故の経過報告に関して、大会終了後、担当主治医から大会事務局へ報告をしていただき、これを日本アイスホッケー連盟に報告する。

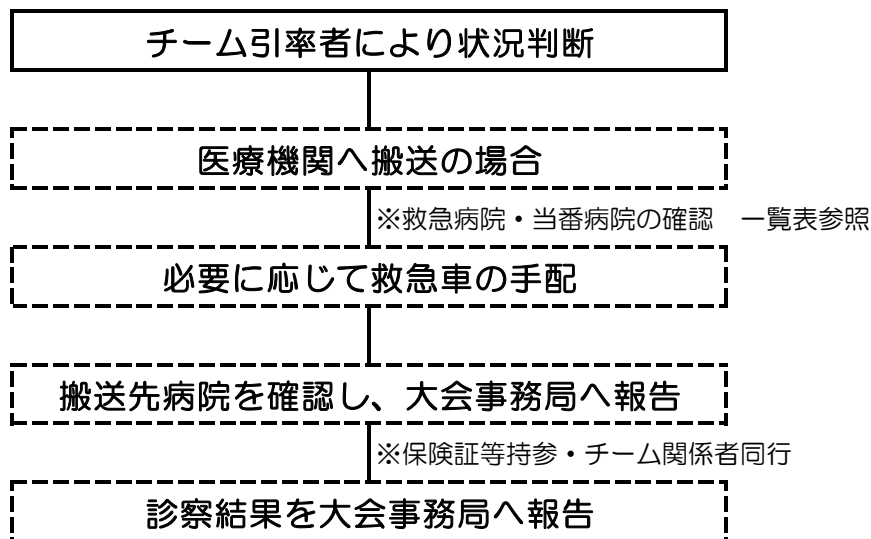
上記のことに関して保護者は承諾するものとする。

患者発生時の対応

試合会場での傷病者の発生



宿泊先での傷病者の発生



※大会期間中の医療機関等は、次により入手できます。

【釧路市医師会公式サイト】

<http://www.kushiro-ishikai.or.jp/>

TEL 0154-41-3626



【釧路市公式サイト】

<https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/kenkou/1008276/1008277/index.html>

